

一般社団法人広島県病院薬剤師会 名誉会員及び有功会員に関する規程

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人広島県病院薬剤師会（以下、本会）の定款第5条に規定する名誉会員及び有功会員の委嘱を円滑に行うことを目的とする。

(委嘱時期)

第 2 条 本委嘱は、本会総会時に行う。

(選考委員会)

第 3 条 選考委員会は、本会会長、副会長、学術・教育研修委員会委員長、会員委員会委員長、広報委員会委員長、庶務担当の理事のうち1名によって構成する。

(名誉会員)

第 4 条 名誉会員の推薦は、被推薦者が次の全てを満たしている場合に別紙様式 1 にて行うことができる。

- (1) 会長経験者であること
- (2) 推薦する年度の 4 月 1 日時点において正会員資格を喪失していること
- (3) 推薦する年度の 4 月 1 日時点において 60 歳以上であること
- (4) 推薦する年度の 4 月 1 日時点において現職の県病薬役員、委員でないこと
- (5) 別表による点数評価において 20 点以上を満たしていること
- (6) 別表による点数評価において会長職に対する点数を 10 点以上有していること

第 5 条 名誉会員の委嘱は、理事による推薦に基づき、選考委員会による審査、理事会の承認を得た者に行う。ただし、有功会員の委嘱を受けた者には名誉会員の委嘱をすることができない。

第 6 条 名誉会員の委嘱に当たっては、委嘱状を送付するものとする。

(有功会員)

第 7 条 有功会員の推薦は、被推薦者が次のすべてを満たしている場合に行うことができる。

- (1) 推薦する年度の 4 月 1 日時点において正会員資格を喪失していること
- (2) 推薦する年度の 4 月 1 日時点において 60 歳以上であること
- (3) 推薦する年度の 4 月 1 日時点において現職の県病薬役員、委員でないこと
- (4) 別表による点数評価において 20 点以上を満たしていること。ただし、20 点未満の者または賛助会員は、理事による推薦に基づき、選考委員会による推薦、理事会の承認を得たものとする。

第 8 条 有功会員の委嘱は、理事による推薦に基づき、選考委員会による審査、理事会の承認を得た者に行う。ただし、名誉会員の委嘱を受けた者には有功会員の委嘱をすることができない。

第 9 条 有功会員の委嘱に当たっては、委嘱状を送付するものとする。

(会員資格等)

第 10 条 名誉会員及び有功会員が会費を納入した年度は所属施設に応じて正会員又は特別会員になることができる。ただし、正会員又は特別会員の期間中は名誉会員及び有功会員を呼称することができない。

(定めのない事項および改廃)

第 11 条 本規程に定めのない事項、及び本規程の改廃は理事会において行うことができる。

附 則

1. 2023年11月制定

別表

| 役員・役職名 | 任期1年間当たりの点数 |
|-------------|-------------|
| 会長 | 5点 |
| 副会長・専務理事 | 4点 |
| 支部長・常任理事 | 3点 |
| 理事・監事 | 2点 |
| 委員 | 1点 |
| 日本病院薬剤師会代議員 | 1点 |
| 総会議長 | 1点 |

注：県病薬の役員とは、「県病薬会長、同副会長、同専務理事、同常務理事、同理事・監事、日本病院薬剤師会代議員」を言い、役職とは「同委員、総会議長」を言う。

* 12ヶ月を1年とする。

同一年に役員・役職が重複する場合は最優位の点数のみ算定できる。